

広島県障害者活躍推進計画に係る令和4年度取組実施状況について

令和5年10月 総務局人事課

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づき、令和4年度の取組の実施状況等を公表します。

1 目標に対する取組状況

(1) 採用に関する目標

目 標	目標値	実績値
毎年6月1日時点の実雇用率において、同日時点の法定雇用率を達成	法定雇用率 (R4.6.1) 2.6%	実雇用率 2.64%

(2) 定着に関する目標

【目標】

障害のある職員の定着状況に関するデータの整理・分析を行う

【取組状況】

障害のある職員の定着状況について、本県における状況を把握するとともに、定着状況の傾向等について分析を行った。

(3) 満足度に関する目標

【目標】

実態に関するデータの収集・分析を行う

【取組状況】

障害のある職員に対し、アンケート調査を実施し、実態に関するデータの収集・分析を行った。

2 目標の達成に向けた取組内容

(1) 障害のある職員の活躍を推進するための体制整備

○「障害者雇用推進者」の選任

総務局人事課長等を選任し、障害のある職員の雇用の促進及び安定に向け取り組んでいる。

○「障害者職業生活相談員」の選任

総務局人事課参事及び各局幹事課参事を選任し、障害のある職員の職業生活全般についての相談・助言等を行っている。

○相談体制の整備

相談窓口を設置し、障害のある職員本人が相談できる体制を整えている。

○障害理解の促進に向けた研修・啓発の実施

職員を対象とした人権問題職場研修等を通じて、障害理解の促進に向けて取り組んでいる。

(2) 障害のある職員の活躍を推進するための人事管理・環境整備

○身体障害者・知的障害者・精神障害者の募集・採用

身体障害者・知的障害者・精神障害者の募集を行い、採用した。

○障害特性に配慮した募集・採用の実施

聴覚障害者に対して手話通訳を実施するなど、採用選考にあたって障害特性を踏まえた配慮を行った。

○職務の選定及び創出の検討

採用前の職場見学を実施するなど、障害のある職員の能力、状況や希望を踏まえ、職務の選定及び創出についての検討を行った。

○面談等の実施

保健師による職員面談を実施するなど、状況把握・体調配慮を行っている。

○施設の整備

ユニバーサルトイレの導入など、障害のある職員が利用しやすい環境に配慮した施設の整備を行っている。

○就労支援機器等の整備

音声読み上げソフトを導入するなど、就労支援機器の導入を行っている。

(3) その他

○障害者就労支援施設等への発注等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律等に基づく障害者就労施設等への発注などを通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進している。